特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和5年3月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、健康増進法、母子保健法、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全ての住民を対象に各健診および予防接種の検診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、男幼児健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ④各健診および予防接種の検診結果および予防接種対象者に対する通知書発行 ④各健診および予防接種の検診結果および予防接種結果の蓄積 ⑤各健診および予防接種の未受診、未接種者の把握および通知書発行 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書への交付を行う。 ⑦予防接種による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。 各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。
③システムの名称	健康管理システム MICJET番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル	名
子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の項、76の項及び93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の2、12の2の2、59の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の2、12の2の2、13、13の2、59の 2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

佐伯市福祉保健部健康増進課 〒876-0844 佐伯市向島1丁目3番8号 TEL0972-23-4500

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4年5月31日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年5月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価 施機関に		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及し 3) 基礎項目評価書及し 頁目評価書において、リス	『全項目評価書			
されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステムで	を通じた提供る]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接續	続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・済	持去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監				
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) +分に行っている	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5 証価実施機関における担				
十成30年10月20日	当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 松下 裕安	健康増進課長	事後	評価書の様式変更によるもの
	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数 Ⅱしきい値判断項目 1. 対象		500人未満	事後	錯誤のため
令和1年5月31日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年4月9日	Ⅰ ④2 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 17の項、18の項、19の項、26の項、56の2の項、70の項、87 の項	番号法第19条第7号 別表第二 17の項、18の項、19の項、26の項、56の2の項、69の2の項、70の項、87の項	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年1月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	佐伯市では、健康増進法、母子保健法及び予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健診および予防接種の検診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。	佐伯市では、健康増進法、母子保健法、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全ての住民を対象に各健診および予防接種の検診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。	事前	番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和3年1月29日	I3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の 項、76の項	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の 項、76の項及び93の3項	事前	番号法別表第二主務省令の 改正に伴う修正
令和3年1月29日	I 4. 情報提供ネットワークシ 番号法第19条第7号 別表第二 17の項、18の コステムによる情報連携 ②法 令上の根拠 70の項、87の項、87の項、70の項、87の項、87の項、87の項、87の項、87の項、87の項、87の項、87		番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17 の項、18の項、19の項、26の項、56の2の項、 69の2の項、70の項、87の項、115の2の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令第12条第2項、第59条の2	事前	番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和3年1月29日	Ⅱ①対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未满	事前	番号法別表第二主務省令の 改正に伴う修正
令和3年1月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年1月1日 時点	事前	
令和3年5月31日	I4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17 の項、18の項、19の項、26の項、56の2の項、 69の2の項、70の項、87の項、115の2の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令第12条第2項、第59条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の 3、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 12の2、12の2の2、59の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の 3、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 12の2、12の2の2、13、13 02、59の2	事後	情報提供及び情報照会の根拠を区別
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	エーキハ店判除百日 2 形状	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月21日	I4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の概要	佐伯市では、健康増進法、母子保健法、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置 法に基づき、全ての住民を対象に各健診および予防接種の検診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①健療増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、見ておよび四種混合等の予防接種対する通知書発行 《多个財接種対象者に対する通知書発行 《各健診および予防接種の検診結果および予防接種結果の蓄積 ⑤各健診よび予防接種の未受診、未接種者の把握および通知書発行	佐旧市では、健康増進法、 は大田市では、健康増進法、 は大田・一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一	事後	新型コロナウイルス感染症に 係る追記
令和3年11月25日	I1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務③システムの名 称	健康管理システム MICJET番号連携サーバー 中間サーバー	基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 健康管理システム MICJET番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の	事後	新型コロナウイルス感染症に 係る追記
令和3年11月25日	I3. 個人番号の利用 法律 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の 項、76の項及び93の2項	項、760項及び930の2項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症に 係る追記
令和4年1月11日	I3. 個人番号の利用 法律 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の項、76の項及び93の2項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の項、76の項及び93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	人数 いつ時点の計数か		令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年12月23日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の概要	種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置 法に基づき、全ての住民を対象に各健診および 予防技種の検診の通知書の発送・健診結果の 管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮が ん検診などの検診受診対象者に対する通知書 発行 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診などの健 診受診対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、BCGおよび四種混合 等の予防接種対象者に対する通知書発行 ④各健診および予防接種の検診結果および予防接種結果の蓄積 ⑤各健診および予防接種の検診結果および予防接種結果の蓄積 ⑤各健診および通知書発行 ⑤各性診はよび通知書発行 ⑥香型カリカース感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	具体的には、 ①健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、BCGおよび四種混合等の予防接種法に基づき、BCGおよび四種混合等の予防接種結果の蓄積。 ⑤各健診および予防接種の未受診、未接種者の把握および通知書発行 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種の実施後に接種記録等を登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録の完全・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証	事前	
令和4年12月23日	I3. 個人番号の利用 法律 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の項、76の項及び93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、49の項、76の項及び93の2項 語号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 電号法第19条第6号(委託先への提供) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 地口町では、座原項連述、時子・味道、アリア	事前	
令和5年3月15日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の概要	の把握および通知書発行 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接 種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防性権の実施後に推動98億年を発急	種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置 法に基づき、全ての住民を対象に各健診結果の 管理に関する事務を行う。 具体的には、 (砂健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 (予防接種は基づき、乳幼児健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 (予防接種法に基づき、乳幼児健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 (予防接種法は基づき、BCGお出よび四種混合等の予防接種対する通知書とよび四種混合等の予防接種対する通知書外で、BCGお出まない理に (多子のといましまで、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	事前	マイナポータル(サービス検索:電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始すること に伴う変更
令和5年3月15日	I1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務③システムの名 称	健康管理システム MICJET番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	オンラインでの受付も実施する 健康管理システム MICJET番号連携サー パー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 マイナポータル (サービス検索・電子申請機能) 申請管理システム	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用した オンライン手続を開始すること に伴う変更